

国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税の見直し等について

平成 27 年 5 月 国税庁
(平成 28 年 12 月改訂)

所得税法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 9 号)等により、消費税法等の一部が改正され、国境を越えて行われるデジタルコンテンツの配信等の役務の提供に係る消費税の課税関係の見直しが行われました。

当該見直しにおける改正の主なポイントは以下のとおりです。

改正の主なポイント

I 電気通信利用役務の提供に係る内外判定基準の見直し

電子書籍・音楽・広告の配信などの電気通信回線(インターネット等)を介して行われる役務の提供を「電気通信利用役務の提供」と位置付け、その役務の提供が消費税の課税対象となる国内取引に該当するかどうかの判定基準(内外判定基準)が、原則として、役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地から「役務の提供を受ける者の住所等」に改正されました。

II 課税方式の見直し(「リバースチャージ方式」の導入)

電気通信利用役務の提供については、「事業者向け電気通信利用役務の提供」とそれ以外のものとに区分されることとされました。

消費税法においては、課税資産の譲渡等を行った事業者が、当該課税資産の譲渡等に係る申告・納税を行うこととされていますが、電気通信利用役務の提供のうち「事業者向け電気通信利用役務の提供」については、国外事業者から当該役務の提供を受けた国内事業者が申告・納税を行う、いわゆる「リバースチャージ方式」が導入されました。

III 国外事業者が行う消費者向け電気通信利用役務の提供に係る仕入税額控除の制限

電気通信利用役務の提供のうち、事業者向け電気通信利用役務の提供以外のもの(このパンフレットでは、便宜的に「消費者向け電気通信利用役務の提供」といいます。)については、当該役務の提供を行った事業者が申告・納税を行うこととなりますが、国外事業者が行う消費者向け電気通信利用役務の提供は、当該役務の提供を受けた国内事業者において、当分の間、当該役務の提供に係る仕入税額控除が制限されます。

○ 適用開始時期

I～IIIの改正は、平成 27 年 10 月 1 日以後行う課税資産の譲渡等及び課税仕入れから適用されます。

IV 登録国外事業者制度の創設

IIIのとおり、国外事業者から消費者向け電気通信利用役務の提供を受けた国内事業者は、当該役務の提供に係る仕入税額控除が制限されますが、国税庁長官の登録を受けた登録国外事業者から受ける消費者向け電気通信利用役務の提供については、その仕入税額控除を可能とすることとされました。

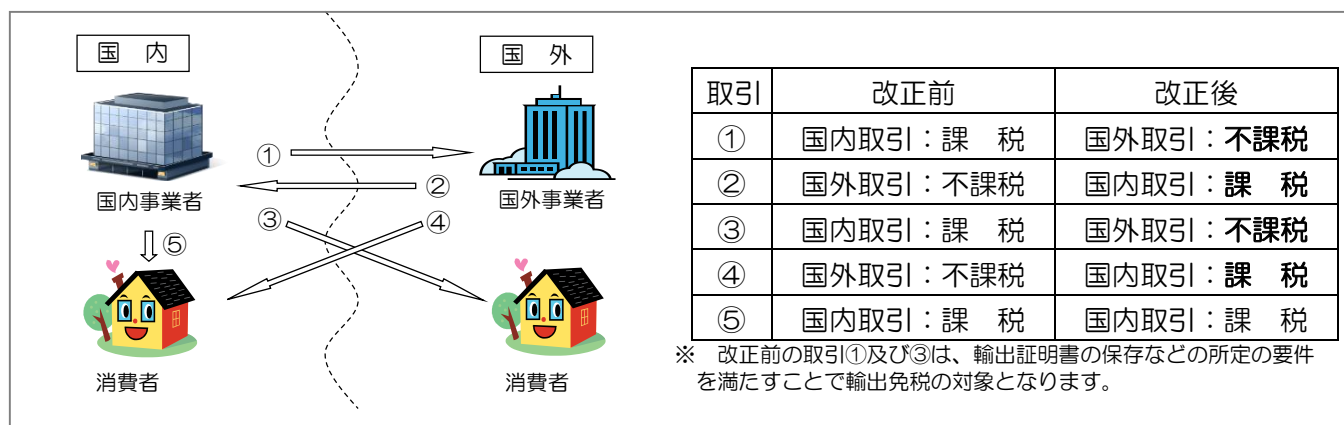
○ 適用開始時期

登録国外事業者の登録申請は、平成 27 年 7 月 1 日から行うことができます。

I 電気通信利用役務の提供に係る内外判定基準の見直し

電子書籍・音楽・広告の配信などの電気通信回線（インターネット等）を介して行われる役務の提供を「電気通信利用役務の提供」と位置付け、その役務の提供が消費税の課税対象となる国内取引に該当するかどうかの判定基準（内外判定基準）が、役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地から「役務の提供を受ける者の住所等（個人の場合には住所又は居所、法人の場合には本店又は主たる事務所の所在地をいいます。）」に改正されました。

電気通信利用役務の提供について、当該役務の提供を行う者及び当該役務の提供を受ける者に応じた改正前及び改正後の課税関係は、次のとおりとなります。



平成29年1月1日以後、国外事業者が恒久的施設^(※)で受ける「事業者向け電気通信利用役務の提供」のうち、国内において行う資産の譲渡等に要するものである場合は、国内取引となります（リバースチャージ方式の対象）。

また、同日以後、国内事業者が国外事業所等^(※)で受ける「事業者向け電気通信利用役務の提供」のうち、国内以外の地域において行う資産の譲渡等にのみ要するものである場合は、国外取引となります（リバースチャージ方式の対象外）。

※ 所得税法又は法人税法上の恒久的施設又は国外事業所等をいいます。

ポイント

- ・ 当該役務の提供を受けた者の住所等が国内にあるかどうかにより内外判定を行います。
- ・ 住所等が国内にあるかどうかの判定は、客観的かつ合理的な基準に基づき行うこととなります。
例えば、インターネットを通じて電子書籍、音楽、ゲーム等をダウンロードさせるサービスなどにおいては、顧客がインターネットを通じて申し出た住所地と顧客が決済で利用するクレジットカードの発行国情報とを照合して確認する等、各取引の性質等に応じて合理的かつ客観的に判定できる方法により行うこととなります。

○ 「電気通信利用役務の提供」とは？

今回の課税の見直しにより新たに消費税法に定義された「電気通信利用役務の提供」とは、電気通信回線を介して行われる電子書籍や音楽、ソフトウェア等の配信のほか、ネット広告の配信やクラウドサービスの提供、さらには電話や電子メールなどを通じたコンサルタントなどが該当します。

なお、電話、電信その他の通信設備を用いて他人の通信を媒介する役務の提供、すなわち、電話、FAX、インターネット回線の接続など、通信そのものに該当する役務の提供は除かれます。

また、資産の譲渡等の結果の通知等が電気通信回線を介して行われたとしても、その電気通信回線を介した結果の通知等が、他の資産の譲渡等に付随して行われる場合も除かれます。

⇒ 電気通信利用役務の提供についての具体的な例示は、次ページをご覧ください。

「電気通信利用役務の提供」に該当する取引の具体例

電気通信利用役務の提供に該当する取引は、対価を得て行われる以下のようなものが該当します。

- インターネット等を通じて、対価を得て行われる電子書籍・電子新聞・音楽・映像・ソフトウェア（ゲームなどの様々なアプリケーションを含みます。）の配信
- 顧客に、クラウド上のソフトウェアやデータベースを利用させるサービス
- 顧客に、クラウド上で顧客の電子データの保存を行う場所の提供を行うサービス
- インターネット等を通じた広告の配信・掲載
- インターネット上のショッピングサイト・オークションサイトを利用させるサービス（商品の掲載料金等）
- インターネット上でゲームソフト等を販売する場所を利用させるサービス
- インターネットを介して行う宿泊予約、飲食店予約サイト（宿泊施設、飲食店等を経営する事業者から掲載料等を徴するもの）
- インターネットを介して行う英会話教室

「電気通信利用役務の提供」に該当しない取引の具体例

電気通信利用役務の提供に該当しない取引は、通信そのもの、若しくは、その電気通信回線を介して行う行為が他の資産の譲渡等に付随して行われるもので、具体的に以下のようなものです。

- 電話、FAX、電報、データ伝送、インターネット回線の利用など、他者間の情報伝達を単に媒介するもの（いわゆる通信）
- ソフトウェアの制作等
 - ※ 著作物の制作を国外事業者に依頼し、その成果物の受領や制作過程の指示をインターネット等を介して行う場合がありますが、当該取引は著作物の制作という他の資産の譲渡等に付随してインターネット等が利用されているものですので、電気通信利用役務の提供に該当しません。
- 国外に所在する資産の管理・運用等（ネットバンキングも含まれます。）
 - ※ 資産の運用、資金の移動等の指示、状況、結果報告等について、インターネット等を介して連絡が行われたとしても、資産の管理・運用等という他の資産の譲渡等に付随してインターネット等が利用されているものですので、電気通信利用役務の提供に該当しません。ただし、クラウド上の資産運用ソフトウェアの利用料金などを別途受領している場合には、その部分は電気通信利用役務の提供に該当します。
- 国外事業者に依頼する情報の収集・分析等
 - ※ 情報の収集、分析等を行ってその結果報告等について、インターネット等を介して連絡が行われたとしても、情報の収集・分析等という他の資産の譲渡等に付随してインターネット等が利用されているものですので、電気通信利用役務の提供に該当しません。
ただし、他の事業者の依頼によらずに自身が収集・分析した情報について対価を得て閲覧に供したり、インターネットを通じて利用させるものは電気通信利用役務の提供に該当します。
- 国外の法務専門家等が行う国外での訴訟遂行等
 - ※ 訴訟の状況報告、それに伴う指示等について、インターネットを介して行われたとしても、当該役務の提供は、国外における訴訟遂行という他の資産の譲渡等に付随してインターネット等が利用されているものですので、電気通信利用役務の提供に該当しません。

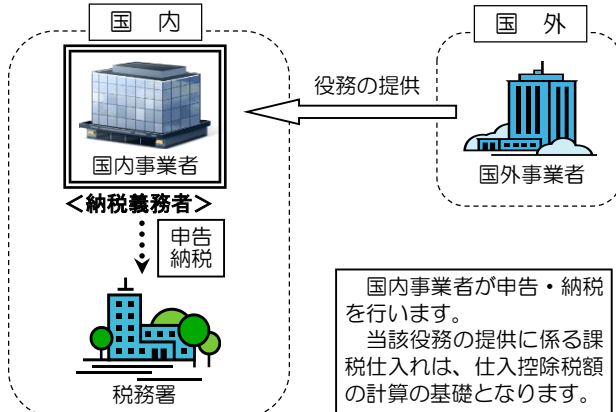
II 課税方式の見直し（いわゆる「リバースチャージ方式」の導入）

「電気通信利用役務の提供」について、当該役務の提供を行った者が国外事業者である場合、「事業者向け電気通信利用役務の提供」及び「消費者向け電気通信利用役務の提供」のいずれに該当するかによって、以下のとおり課税方式が改正されました。

事業者向け電気通信利用役務の提供に係る課税方式 （リバースチャージ方式）

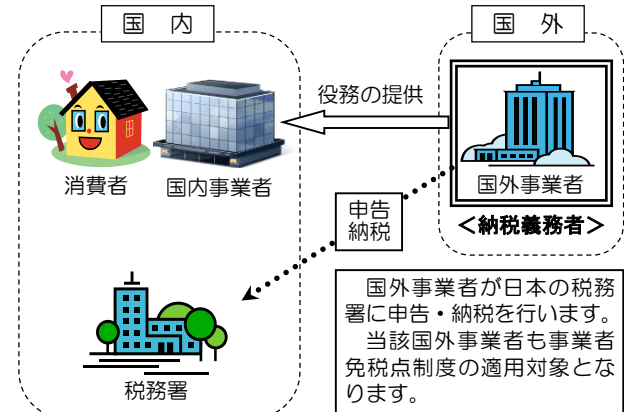
国外事業者が行う「事業者向け電気通信利用役務の提供」について、当該役務の提供を受けた国内事業者が申告納税義務を課す方式（対象取引例：広告の配信）

※ 「事業者向け電気通信利用役務の提供」とは、役務の性質又は当該役務の提供に係る取引条件などから、当該役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるもの



消費者向け電気通信利用役務の提供 （国外事業者申告納税方式）

国外事業者が行う「電気通信利用役務の提供」のうち、「事業者向け電気通信利用役務の提供」以外のものについて、国外事業者が申告納税義務を課す方式（対象取引例：電子書籍・音楽の配信）



ポイント

「事業者向け電気通信利用役務の提供」を行う国外事業者は、当該役務の提供に際して役務の提供を受けた国内事業者が消費税の申告・納税義務が課される（リバースチャージ方式による申告対象の取引）旨を、あらかじめ表示しなければなりません。

「消費者向け電気通信利用役務の提供」については、当該役務の提供を行う国外事業者が申告・納税を行う必要があります。

○ 「事業者向け電気通信利用役務の提供」とは？

国外事業者が行う電気通信利用役務の提供のうち、「役務の性質又は当該役務の提供に係る取引条件等から当該役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるもの」が、事業者向け電気通信利用役務の提供に該当することとされています。

役務の性質から「事業者向け電気通信利用役務の提供」に該当するものとしては、例えば、インターネット上での広告の配信やゲームをはじめとするアプリケーションソフトをインターネット上のWebサイトで販売する場所を提供するサービスなどがあります。

また、取引条件等から「事業者向け電気通信利用役務の提供」に該当するものとしては、例えば、クラウドサービス等の電気通信利用役務の提供のうち、取引当事者間において提供する役務の内容を個別に交渉し、取引当事者間固有の契約を結ぶもので、契約において役務の提供を受ける事業者が事業として利用することが明らかなものなどがあります。

なお、インターネットのWebサイトから申込みを受け付けるようなクラウドサービス等において、「事業者向け」であることを当該Webサイトに掲載していたとしても、消費者をはじめとする事業者以外の者からの申込みが行われた場合に、その申込みを事実上制限できないものは、取引条件等から「当該役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるもの」には該当しません。

したがって、このような取引は、消費者向け電気通信利用役務の提供に該当しますので、当該役務の提供を行う国外事業者が申告・納税を行うこととなります。

ご留意ください！

・「事業者向け電気通信利用役務の提供」を行う国外事業者の表示義務

「事業者向け電気通信利用役務の提供」を行う国外事業者は、「事業者向け電気通信利用役務の提供」を行うに際して、あらかじめ、当該取引が「リバースチャージ方式」の対象である（役務の提供を受ける事業者において、「特定課税仕入れ」として消費税を納める義務がある）旨の表示を行わなければならない。

これら取引を行う国外事業者は、インターネット上の取引内容を紹介している場所や個別に取引内容の交渉を行う場合にその交渉時の連絡文書等において、取引の相手が容易に認識できるよう当該表示を行っておく必要があります。

○ 「消費者向け電気通信利用役務の提供」とは？

消費者向け電気通信利用役務の提供に該当するものとは、例えば、次のようなものが該当します。

- ・ 広く消費者を対象に提供されている電子書籍・音楽・映像の配信等
- ・ ホームページ等で、事業者を対象に販売することとしているものであっても、消費者をはじめとする事業者以外の者からの申込みが行われた場合に、その申込みを事実上制限できないもの

※ 「消費者向け電気通信利用役務の提供」は、消費者が提供を受けるものに限られず、事業者が提供を受けるものも含まれます。

国外事業者が国内事業者に対して行う「消費者向け電気通信利用役務の提供」の取扱いについては、「Ⅲ 国外事業者が行う消費者向け電気通信利用役務の提供に係る仕入税額控除の制限」・「Ⅳ 登録国外事業者制度の創設」をご覧ください。

○ 「消費者向け電気通信利用役務の提供」を行う事業者の申告等について

国外事業者が行う「消費者向け電気通信利用役務の提供」は、当該役務の提供を行う国外事業者が申告・納税を行うこととなります。

《参考》

事業者免税点制度について

原則として、その課税期間の基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下の事業者は、納税義務が免除されます。

この場合の課税売上高は、例えば、電気通信利用役務の提供のみを行っている国外事業者の場合、国内に対して行った「消費者向け電気通信利用役務の提供」に係る売上高で判定します。

「事業者向け電気通信利用役務の提供」に係る売上高は含みません。

納税管理人の選任について

国内に住所又は居所がない個人事業者、及び、国内に本店又は事務所等がない法人については、申告書・届出書の提出や税金の納付等、国税に関する事項を行っていただくために納税管理人を選任する必要があります。

Ⅲ 国外事業者が行う消費者向け電気通信利用役務の提供に係る仕入税額控除の制限

国外事業者が行う「消費者向け電気通信利用役務の提供」については、経過措置により、当分の間、当該役務の提供を受けた国内事業者において仕入税額控除が制限されます。

ただし、その国外事業者がⅣの登録国外事業者である場合には、仕入税額控除の対象となります。

Ⅳ 登録国外事業者制度の創設

Ⅲのとおり、国外事業者が提供する「消費者向け電気通信利用役務の提供」については、当該役務の提供を受けた国内事業者の仕入税額控除が制限されますが、登録国外事業者から提供を受けるものについては仕入税額控除の対象となります。

したがって、国外事業者が、国内事業者における仕入税額控除の対象とされる「消費者向け電気通信利用役務の提供」を行うためには、当該国外事業者は、登録国外事業者となっておく必要があります。

登録国外事業者となるための手続等は以下のとおりです。

なお、申請書の提出は平成27年7月1日から行うことができます。

1 登録国外事業者となるための要件

- ① 消費税の課税事業者であること
- ② 消費者向け電気通信利用役務の提供を行っている、又は行う予定であること
- ③ 日本国内に「消費者向け電気通信利用役務の提供」の提供を行う事務所等があること
- ④ ③の事務所等がない場合には、消費税に係る税務代理人を定めていること
- ⑤ 国内に事務所等がない場合（個人事業者の場合には、住所又は居所がない場合）には納税管理人を定めておくこと
- ⑥ 国税について滞納がないこと等（滞納状況等により登録できない場合があります。）

2 登録方法等

1の要件を満たす事業者で登録国外事業者の登録を受けようとする者は、「登録国外事業者申請書」に所定の事項を記載の上、納税地を所轄する税務署長を通じて国税庁長官に当該申請書を提出する必要があります。

なお、登録申請を行う際は、申請書次第により適用要件や添付書類をご確認ください。申請書等は、国税庁ホームページに掲載します。

◎ 添付書類

1 必ず添付するもの

- ・ 氏名又は名称、国外の住所等、事業内容が確認できる資料（例 定款の写し、登記簿謄本、会社案内、会社のホームページ 等）
- ・ 国内において行う電気通信利用役務の提供の内容が分かる資料（例 会社案内、会社のホームページ等）

2 国内において行う電気通信利用役務の提供に係る事務所等が国内にある場合に添付するもの

- ・ その事務所等の登記事項証明書若しくはこれに類する書類（例 賃貸借契約書、会社案内等）

3 国内において行う電気通信利用役務の提供に係る事務所等が国内にない場合に添付するもの

- ・ 税務代理権限証書

4 その他参考となる資料

- ・ 会社のホームページアドレス、メールアドレス

※ スムーズな登録を行うために、申請の際には、事前に国税庁消費税室宛にご連絡いただくようお願いいたします。（国税庁代表03-3581-4161（内3346））

3 登録国外事業者の義務等

① 登録国外事業者が、国内事業者に対して「消費者向け電気通信利用役務の提供」を行った場合には、①書類作成者の氏名又は名称及び登録番号、②役務の提供を行った年月日、③役務の内容、④支払い対価の額、⑤登録国外事業者が消費税を申告・納税する旨、⑥請求書等の交付を受ける事業者（顧客）の氏名又は名称を記載した請求書等を発行してください。

なお、請求書等は、電子的な請求書等の発行によることもできます。

※ 登録国外事業者には、取引相手から求めがあった場合に、当該請求書等を発行する義務があります。

② 登録国外事業者は、氏名又は名称、本店所在地又は住所、国内における電気通信利用役務の提供に係る事務所等の所在地等に変更があった場合には、その旨を所轄の税務署長を通じて国税庁長官に届け出る必要があります。

③ 登録国外事業者は、登録国外事業者の登録を受けている間においては、事業者免税点制度の適用はありませんので、登録国外事業者である課税期間については、必ず消費税の課税事業者として、申告・納税を行うこととなります。

4 登録国外事業者の公表

国税庁長官は、登録国外事業者の登録を行った場合、登録国外事業者の氏名又は名称、住所又は本店所在地、登録番号等について、登録を受けた国外事業者に通知するとともに、国税庁ホームページにおいて公表することとされています。

5 その他

登録国外事業者が、①正当な理由なく期限後申告を行った場合、②税務代理人が必要な登録国外事業者の消費税の確定申告書の提出に際して、税務代理権限証書の添付がない場合、③滞納がありその徴収が困難な状況である場合等にあっては、登録の取消対象となりますのでご注意ください。

第36号様式
収受社

登録国外事業者の登録申請書

平成 年 月 日	氏名 又は 名称	日本語記 英表 【参考】 自国語記	印
	法人番号		
	代表者名	日本語記 英表	印
	納税地	(〒 - -) (電話番号 - -)	
税務署長経由 国税庁長官 殿	納税地	日本語記 英表	印

この申請書に記載した次の事項(○)は(国税庁ホームページ)に公表されます。
 1 申請者の氏名又は名称(日本語記及び英語記)
 2 国内の住所等(英語記)
 3 国内において行う電気通信利用役務の提供(事業者向け電気通信利用役務を除く。)に係る国内に有する事務所、事業所その他これらに準ずるもの(以下「事務所等」といいます。)の所在地

下記のとおり、登録国外事業者としての登録を受けたいので、所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号)附則第39条第2項の規定により申請します。

事務所等の所在地(〒 - -)
 事務代理人の事務所所在地(電話番号 - -)
 事務所等の責任者氏名又は事務代理人の氏名等(〒 - -)
 住所(フリガナ)(電話番号 - -)
 氏名又は名称

電気通信利用役務の提供の内容
 事業年度 自 年 月 日 至 年 月 日

税理士署名押印(電話番号 - -)

整理番号	部門番号	申請年月日	年 月 日
入力年月日	年 月 日	番号確認	

注意
 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 2 税務代理権限証書は、記載しなくても可い。
 3 この申請書を出すときは、「登録国外事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

登録国外事業者の登録申請書(次葉)

氏名又は名称	
登録	課税事業者ですか。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
登録	国外事業者に該当しますか。 (注) 国外事業者とは、非居住者(所得税法第2条第1項第5号)である個人事業者及び外国法人(法人税法第2条第4号)をいいます。(消費税法第2条第1項第4号の2)。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
要件	申請者が自国において納税者番号又は課税事業者番号がある場合にはその番号を記載してください。 (納税者番号) (課税事業者番号)
要件	次の1又は2のいずれに該当しますか。 国内において行う電気通信利用役務の提供(事業者向け電気通信利用役務を除く。)に係る事務所等を国内に有する。 2 消費税に関する税務代理の権限を有する税務代理人がいる。 <input type="checkbox"/> 1に該当する <input type="checkbox"/> 2に該当する
の	納税管理人を定めていますか。 (注) 納税管理人を定めなければならない場合(国税通則法第17条第1項)に限ります。 納税管理人を定めなければならない場合(納税者) 国内に住所及び事務所(事務所及び事業所を除く。)を有せず、又は有しないこととなる場合 【法人】 国内に本店又は主たる事務所を有しない法人で、国内にその事務所及び事業所を有せず、又は有しないこととなる場合 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 定める必要がない
の	国税の滞納の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
確認	登録国外事業者の登録を以下の規定により取り消されていますか。 (注) 以下の場合は、以下の質問にも答えてください。 以下の規定により、取り消されていますか。 (所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号) 附則第39条第6項第5号、第6号又は第7号) (注) 以下の場合は、以下の質問にも答えてください。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
確認	その登録の取消の日から1年を経過していますか。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ (登録を取り消された日) (平成 年 月 日)
添付	添付する資料の□にレ印を付けてください。 1【全申請者】 <input type="checkbox"/> 氏名又は名称、国外の住所等、事業内容が確認できる資料(例 定款の写し、登記簿謄本、会社案内、会社のホームページ等) <input type="checkbox"/> 国内において行う電気通信利用役務の提供の内容が分かる資料(例 会社案内、会社のホームページ等) 2【国内において行う電気通信利用役務の提供(事業者向け電気通信利用役務を除く。)に係る事務所等を国内に有する申請者】 <input type="checkbox"/> その事務所等の登記事項証明書又はこれに類する書類(例 賃貸借契約書、会社案内等) 3【上記2に該当しない申請者】 <input type="checkbox"/> 税務代理権限証書 4【その他参考資料】 <input type="checkbox"/> 会社のホームページアドレス、メールアドレス <input type="checkbox"/> ()
参考	消費税納税管理人届出書、消費税課税事業者(選択)届出書、消費税の新設法人に該当する旨の届出書、消費税の特定新規設法人に該当する旨の届出書を既に税務署に提出している場合は、提出している届出書の□にレ印を付し、その提出日を記載してください。 <input type="checkbox"/> 消費税納税管理人届出書(提出日 平成 年 月 日) <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者(選択)届出書(提出日 平成 年 月 日) <input type="checkbox"/> 消費税の新設法人に該当する旨の届出書(提出日 平成 年 月 日) <input type="checkbox"/> 消費税の特定新規設法人に該当する旨の届出書(提出日 平成 年 月 日)
事項	以下の欄は、消費税課税事業者(選択)届出書を既に提出している場合のみ記載してください。 (この申請書を出す日の属する課税期間の基準期間又は特定期間) (左記期間の課税売上高) 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 円

見直しに伴う主な経過措置等

1. 事業者免税点制度に関する経過措置

① 平成 27 年 10 月 1 日を含む課税期間（改正前の法律に基づき計算した課税売上高により事業者免税点制度の適用がある課税期間に限ります。）及び、同日の翌日以後に開始の課税期間における基準期間又は特定期間の課税売上高の計算に当たっては、既に当該改正による内外判定基準の見直しが行われていたものとして計算することとされています。

例えば、平成 27 年 10 月 1 日前に国外事業者が国外から国内の消費者に販売した電子書籍の売上等は国外取引として不課税でしたが、基準期間にこのような取引が含まれている場合には、新しい内外判定基準を適用して基準期間の課税売上高を計算することとなります。すなわち、このような売上を課税売上高に含めて 1,000 万円を超えるかどうかの計算を行うこととなります。

② 電気通信利用役務の提供を行っていた事業者であって、基準期間又は特定期間の初日が平成 27 年 9 月 30 日以前である場合で、例えば、日本の居住者に対する販売金額を区分していなかったなど、その基準期間等における課税売上高を計算することにつき困難な事情がある場合には、平成 27 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日までの期間における課税売上高に、4 を乗じた金額を基準期間における課税売上高とし、2 を乗じた金額を特定期間における課税売上高とすることができるとされています。

2. 継続的電気通信利用役務の提供を行っていた場合の経過措置

国外事業者が平成 27 年 3 月 31 日までに締結した契約に係る電気通信利用役務の提供で、平成 27 年 10 月 1 日前から同日以後引き続き行う電気通信利用役務の提供については、改正前の消費税法が適用されます。例えば、データ保存等を行うクラウドサービスについて、平成 27 年 3 月 31 日までに、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 1 年間の利用契約を締結していた場合などは、改正前の内外判定基準が適用されますので、国外事業者が国外から提供するものであれば、平成 28 年 3 月 31 日までは、国外取引として消費税は課されません。なお、契約内容等の変更が行われた場合には、経過措置は適用されません。

※ 月ごとに更新するものや、月ごとに自動継続するようなものなど、月ごとに役務の提供を了している、又は、月ごとに契約を更新しているものと認められるものは、経過措置の対象とはなりません。

3. リバースチャージ方式に関する経過措置

「事業者向け電気通信利用役務の提供」等の特定課税仕入れを行った国内事業者は、当該特定課税仕入れについて、申告・納税の義務が課されるとともに、当該特定課税仕入れについて、仕入税額控除の対象とすることができますが、一般課税で申告を行う事業者においては、当該課税期間における課税売上割合が 95% 以上である事業者、当該課税期間について簡易課税制度が適用される事業者については、当分の間、特定課税仕入れはなかったものとされます。したがって、これら事業者は、特定課税仕入れを行ったとしても、その課税期間の消費税の確定申告については、特定課税仕入れについて申告等に含める必要はありません。

※ 1. これら事業者は特定課税仕入れがなかったものとされますので、特定課税仕入れに係る申告納税義務もありません。また、仕入税額控除のみ行うこともできません。

2. 免税事業者は、消費税の確定申告等を行う必要がありませんので、特定課税仕入れを行ったとしても申告等を行う必要はありません。

V 国外事業者が行う芸能・スポーツ等に係る消費税の課税方式の見直し

国外事業者が国内において行う映画若しくは演劇の俳優、音楽家その他の芸能人又は職業運動家の役務の提供を主たる内容とする事業として行う役務の提供のうち、当該国外事業者が他の事業者に対して行うものを「特定役務の提供」と位置付けることとされました。

国外事業者が国内事業者に対して「特定役務の提供」を行った場合、その役務の提供を受けた国内事業者が、「特定役務の提供」について、「特定課税仕入れ」として申告・納税することとなります（リバースチャージ方式）。

※ 詳しくは、国税庁ホームページの「国外事業者が行う芸能・スポーツ等に係る消費税の課税方式の見直し」をご覧ください。

- お分かりにならないことや、更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談）を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。